

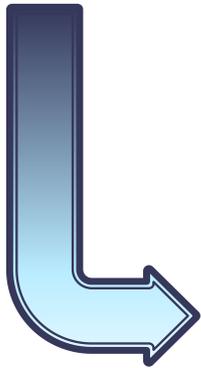
# 放送法施行規則に基づく書類の提出・報告

## 「事業収支結果」の報告について

### 放送法施行規則第170条第2項

一般放送事業者は一般放送の業務を行う事業の決算期ごとに、その事業収支の結果及び計算書類(届出一般放送事業者に合っては事業収支の結果に限る。)を総務大臣に報告しなければならない。

具体的には・・・



「様式2」(事業収支結果及び計算書類報告書)に、必要事項を記載の上、ご郵送ください。

- ★届出一般放送事業者は「計算書類」の添付は不要です。
- ★設備数に関わらず、1事業者につき1部で作成します。
- ★送付部数は1部です。

(返送をご希望の場合は、2部及び返信用封筒を同封願います。)

★様式ダウンロードはこちら↓

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/sbt/houso/yusen/yusen-hokoku.html>

＜ご提出・お問い合わせ先＞ 総務省 信越総合通信局 放送課 有線放送担当  
〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎  
TEL 026-234-9993 FAX 026-234-9999